

資料2

入間市重度心身障害者福祉手当給付事業の見直しについて

○埼玉県補助基準（県の補助率：1/2）

身体	療育	精神	基準額（月額）
1 級・2 級	Ⓐ・A	1 級	5,000円

○入間市の支給内容

身体	療育	精神	基準額（月額）
1 級・2 級	Ⓐ・A・B	1 級	6,000円
上記のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当等受給者			1,750円

↓↓

【参考】令和5年度末の療育手帳B所持者数：291人（20歳未満：70人 20歳以上：221人）

○従前の見直し案

身体	療育	精神	基準額（月額）
1 級・2 級	Ⓐ・A	1 級	5,000円
—	B（20歳の誕生日まで）	—	5,000円
上記のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当等受給者			廃止

↓↓

○新たな見直し案

身体	療育	精神	基準額（月額）
1 級・2 級	Ⓐ・A	1 級	5,000円
—	B	—	5,000円
上記のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当等受給者			廃止